

A市協働推進委員会活動における地域福祉の取り組み

○ 中国短期大学 松井 圭三 (2473)

今井 慶宗 (関西女子短期大学・6951)

キーワード：協働推進委員会、地域福祉、制度化されていない福祉

1. 研究目的

A市にはA市協働推進委員会が置かれている。この協働推進委員会活動において、現在、地域福祉の観点からどのような取り組みが展開されているのか、また今後の課題は何かについて分析を行い、地域福祉の視点からあるべき姿について考察する。

2. 研究の視点および方法

地域の協働活動推進の中にどのような福祉的要素が含まれているか抽出すること、それが福祉の組織化とどのように結びつくかということに視点を置いた。A市ホームページにて公表されている同市協働推進委員会に関する資料等を用いた文献を中心とする研究を実施した。

3. 倫理的配慮

個人のプライバシーに関わることは研究対象にしていない。研究において、個人情報に配慮し、個人情報・プライバシーに関する記述にわたらないようにした。その他、記載内容については日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき配慮した。

4. 研究結果

A市協働推進委員会の根拠条例となっているA市協働のまちづくり条例第1条による目的規定には、協働ないし地域の社会課題解決を含んでいる。同委員会の活動は福祉のみに焦点を当てるものではない。本条例ないし委員会は地域の組織化に重点がある。同委員会の開催は、2016（平成28）年度の場合、7月26日から翌年3月24日まで平均約50日間隔で計6回開催されている。他の審議会と比較してみると、A市保健福祉政策審議会は、2011（平成23）年度6回・2012（平成24）年度7回・2013（平成25）年度2回・2014（平成26）年度6回・2015（平成27）年度4回、平均5.0回で開催頻度は近似する。

委員会で優れた地域の社会課題解決に関する取組の表彰を行うこととされ、審議で名称を決める際に何を表彰するのかがより分かるように「協働のまちづくり賞」とされた。解決すべき「地域の社会課題」には福祉に関する課題も含まれていると解釈でき、実際の運用でもそのようにされている。2016（平成28）年度第2回の委員会では、募集テーマを「笑顔」「場づくり」に決定するとともに「子供の貧困、高齢者や障がい者の支援、子育て等、安心できる居場所を作って社会課題解決を目指している取組を表彰したい」とされた。

A市協働推進委員会が審議対象としている2017（平成29）年度市民協働推進モデル事業では審議前に事前質問がなされ回答を得ている。次のような特徴がある。課題を導くための根拠や裏づけ・状況などのデータあるいは目標値の根拠が問われている。各事業団体は、当該事業の対象となるA市における該当者数やその者たちに対するアンケート結果などをもとに抽象的ではなく数値をもって具体的に必要性を回答している。一方で、行政以外と連携する構想の有無や既存の枠にとらわれないアイデアとは何かといった構想に関わる内容は、事業開始後の展開の幅を広げる必要性もあつてか、抽象的な回答といえる。

5. 考 察

A市協働推進委員会が審議対象としている市民協働推進モデル事業では、児童福祉・障害者福祉に関する活動がある。2017（平成29）年度市民協働推進モデル事業において福祉分野で前年度からの継続は2事業であった。A市協働のまちづくり条例第7条は「市長は、前条各号に規定する施策のほか、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組のうち、市との協働により、より効果的に課題解決が進むと認められる取組をモデルとなる事業として指定することができる。」と規定する。2つの事業のうち1つの事業では事前質問において、「前年度と今年度の違い」が問われている。一般に、モデル事業は従前の予算を改革することを前提に試行する事業であり、地域や期間を限定して行い効果を調べる目的で実施する。前年度から継続する事業はこれまでの実績を踏まえ、次の年度において確認したい効果や事業形態を明らかにして予算付けしていく姿勢が求められる。

「協働のまちづくり賞」への応募は、児童福祉・障害者福祉のほかに高齢者福祉活動もみられる。同じように市民協働推進モデル事業においても高齢者福祉活動が応募しやすい条件作りが考えられるべきである。2017（平成29）年度第1回協働推進委員会（2017（平成29）年5月16日）では、募集や審査の方法について「競争をあおるのではなく、称え合うことのできる表彰制度にしていく方法」を検討している。これは、協働推進委員会が地域づくり・地域おこしのみを主眼とするのではなく多様な形での地域福祉の振興を意図していることの一端を表していると考えられる。

A市協働推進委員会は地域福祉を主目的とする審議会ではないが、地域福祉という観点から多くの福祉活動を包含している。市の審議会としてA市保健福祉政策審議会・A市児童福祉審議会など直接に社会福祉を目的とする審議会も別途存在する。例えば、A市保健福祉政策審議会は、保健、医療及び福祉分野に係る主要な行政計画及び政策課題に関することを調査審議する機関であるとされる。制度化された福祉やその政策方向を審議することを主たる任務としていられると考えられるが、審議事項として制度化されていない福祉も当然包含していると考えられる。それらとの棲み分け・役割分担も行われ、協働推進委員会において扱うべき事項が明確にされなければならないと考える。